



JTSU-B
申10号

2022年度 夏季手当回答を受ける!

基準内賃金の

1.4ヶ月

契約社員A

基本給及び都市手当ならびに
扶養手当それぞれの月額を **1.1倍した額**

契約社員B

継続雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額

臨時雇用員

継続雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額

支給日 2022年6月28日(火)以降、準備でき次第

2022年度夏季手当に関する申し入れをおこなう!

1. 基準内賃金の**2.8ヶ月**を要求!
2. 契約社員Aは社員に準ずること
3. 契約社員B及び臨時雇用員は一律5万円を加算すること。
4. 支払指定期間は**2022年6月30日**までとすること
5. 回答については**2022年6月17日**までとすること

組合員と家族が安全と安心を実感できる労働条件を確立するために団結しよう!

組合員の努力・家族の生活実態 とかけ離れた回答を受け 席上妥結せず持ち帰り!

『業績還元』を基本に、『大幅な赤字削減への努力』『社員の生活実態』を考慮したとする会社主張!
会社は労働条件の向上の道標、夏季輸送に向けたモチベーションに必要な誠意ある回答を示すべきだ!